

豊中市消防局許認可等事務の標準処理期間 及び審査基準に関する要綱

公布 平成 23.4.19 消防長訓令 9
沿革 平成 24.4.1 消防長訓令 2
平成 27.3.30 消防長訓令 12

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市消防局の所管する許認可等事務の標準処理期間及び審査等の基準を定め、行政手続の公正の確保及び透明性の向上を図り、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することにより、市民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等事務 申請(法令及び条例等に基づき、市長又は消防署長の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して市長又は消防署長が諾否の応答をすべきこととされているもの)に基づいて処理する事務をいう。
- (2) 処理機関 許認可等事務に係る申請に対する処分を行う豊中市消防局主管課又は消防署をいう。
- (3) 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう。
- (4) 審査等の基準 許認可等事務の審査又は検査の基準をいう。
- (5) 消防法等 消防法(昭和23年法律第186号。以下別表第1において「法」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)又は危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。)をいう。
- (6) 条例等 豊中市火災予防条例(昭和37年豊中市条例第16号。以下別表第2において「条例」という。)又は豊中市危険物規制規則(昭和55年規則18号。以下「市規則」という。)をいう。

(7) 火薬類取締法等 大阪府産業保安行政事務にかかる事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号。以下「特例条例」という。）に基づく火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下別表第3において「法」という。）又は火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下別表第3において「規則」という。）をいう。

(8) 高圧ガス保安法 特例条例に基づく高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下別表第4において「法」という。）をいう。

(9) 液化石油ガス法 特例条例に基づく液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下別表第5において「法」という。）をいう。

（標準処理期間及び審査基準等）

第3条 標準処理期間及び審査基準等は、消防法等を根拠とする許認可等事務にあつては別表第1に、条例等を根拠とする許認可等事務にあつては別表第2に、火薬類取締法等を根拠とする許認可等事務にあつては別表第3に、高圧ガス保安法を根拠とする許認可等事務にあつては別表第4に、液化石油ガス法を根拠とする許認可等事務にあつては別表第5にそれぞれ定めるとおりとする。

（標準処理期間の算定）

第4条 標準処理期間は、申請が処理機関に到達した日から起算して処分をする日までの日数とする。

2 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

(1) 豊中市の休日を定める条例（平成2年豊中市条例第11号）第1条第1項に定める休日の日数

(2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数

(3) 検査の申請にあつては、当該申請が処理機関に到達した日に3を加えた日から検査が終了した日までの内、検査を行わない日を除く。

（処理機関の責務）

第5条 処理機関は、許認可等事務については、別表第1から

別表第5にそれぞれ定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

附 則（平成23年4月19日消防長訓令9号）

- 1 この要綱は、令達の日から施行する。
- 2 消防法等に基づく申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（平成12年消防長訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成24年4月1日消防長訓令2号）

この要綱は、令達日から施行する。

附 則（平成27年3月30日消防長訓令12号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 消防法等

許認可等の種類	処理機関	標準処理期間	根拠条項	審査基準等
防火対象物定期点検報告特例認定	管轄消防署	21日	法第8条の2の3第1項	<p>次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>(1) 申請者が防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。</p> <p>(2) 過去3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法若しくは法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがなく、又はされるべき事由が現にないこと。</p> <p>(3) 過去3年以内において法第8条の2の3第6項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>(4) 過去3年以内において法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること。 また、報告について虚偽の報告がされたことがないこと。</p> <p>(5) 過去3年以内において法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下この表にお</p>

				<p>いて「規則」という。) 第4条の2の6) に適合していないと認められたことがないこと。</p> <p>(6) 防火対象物について、法又は法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準(規則第4条の2の8第1項) に適合するものであると認められること。</p>
危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	管轄消防署	3日	法第10条第1項	豊中市危険物施設の審査基準(平成12年9月14日)第2(仮貯蔵又は仮取扱いの承認)によること。
危険物施設の設置の許可	消防局予防課	21日	法第11条第1項	豊中市危険物施設の審査基準第3(製造所)から第19(警報設備)によること。
危険物施設の変更の許可	消防局予防課	14日	法第11条第1項	上記, 危険物施設の設置の許可の審査基準に準じる。
危険物施設の完成検査	消防局予防課	5日	法第11条第5項	法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合し, 許可申請の内容と相違がないこと
仮使用の承認	消防局予防課	14日	法第11条第5項	豊中市危険物施設の審査基準第1(仮使用の承認)によること。
完成検査前検査	消防局予防課	7日	法第11条の2第1項	法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合し, 申請の内容と相違がないこと。
予防規程の制定の認可	消防局予防課	10日	法第14条の2第1項	豊中市危険物施設の審査基準第21(予防規程)によること。
予防規程の変更の認可	消防局予防課	10日	法第14条の2第1項	上記, 予防規程の制定の認可の審査基準に準じる。

防災管理 点検報告 特例認定	管轄消防 署	21日	法第36 条第1項 において 準用する 法第8条 の2の3 第1項	上記、防火対象物定期点 検報告特例認定の審査基準 に準じる。この場合におい て、「規則第4条の2の6」 とあるのは「規則51条の 14」と、「規則第4条の2 の8第1項」とあるのは「規 則51条の16第1項」と 読み替えるものとする。
完成検査 済証の再 交付	消防局 予防課	3日	危政令第 8条第4 項	当該検査済証と申請の内 容に相違がないこと。
休止中の 地下貯蔵 タンク等 の漏れの 点検期間 の延長承 認	消防局 予防課	3日	危規則第 62条の 5の2第 2項ただ し書	次に掲げる事項に該当す ること。 (1) 危険物が清掃等により 完全に除去されているこ と。 (2) 危険物又は可燃性の蒸 気が流入するおそれのある 注入口又は配管に閉止 板を設置する等、誤って 危険物が流入するおそれ がないようにするための 措置が講じられているこ と。
休止中の 地下埋設 配管の漏 れの点検 期間の延 長承認	消防局 予防課	3日	危規則第 62条の 5の3第 2項ただ し書	上記、休止中の地下貯蔵 タンク等の漏れの点検期間 の延長承認の審査基準に準 じる。

備考 審査基準等は、この要綱又は別に定めのないものは関係機関から
の通達等のとおりとする。以下同じ。

別表第2 条例等

許認可等 の種類	処理機関	標準処理 期間	根拠条項	審査基準等
劇場等 での喫煙、 裸火等の 許可	管轄消防 署	5日	条例第2 3条	条例第23条喫煙等禁止 行為の許可基準等に関する 規程によること。

少量危険物・指定可燃物を貯蔵し，又は取り扱うタンクの検査	管轄消防署	7日	条例第47条	条例第31条の4第2項，第31条の5及び第31条の6（第33条第3項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準に適合し，申請の内容と相違がないこと。
タンク検査済証の再交付	消防局予防課	3日	市規則第19条第1項	当該検査済証と申請の内容に相違がないこと。

別表第3 火薬類取締法

許認可等の種類	処理機関	標準処理期間	根拠条項	審査基準等
火薬類の製造の許可	消防局予防課	60日	法第3条	申請者が法第6条各号に掲げる者に該当せず，申請の内容が法第7条各号に適合していること。
火薬類の販売営業の許可	消防局予防課	30日	法第5条	申請者が法第6条各号に掲げる者に該当せず，申請の内容が法第7条第3号及び第4号に適合していること。
火薬類の製造施設等の変更の許可	消防局予防課	30日	法第10条第1項	法第7条各号に適合していること。
火薬庫の設置又は変更の許可	消防局予防課	30日	法第12条第1項	法第12条第3項に規定する技術上の基準に適合していること。
火薬庫を所有又は占有しないことを許可若しくは火薬庫を共同占有することの許可	消防局予防課	15日	法第13条ただし書	次のいずれかに該当すること。(平成10年立局第1号) (1) 火薬類の販売業者が火薬庫を共有している場合 (2) 販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を，販売業者の指示により当該販売業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であって，特定の火薬類を特定の納入先に販売す

				るとき (3) 競技用紙雷管，建設びょう打ち銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する販売業者であって，規則第15条の表(1)(イ)又は(ロ)に該当する数量の火薬類を規則第16条の技術上の基準に従って貯蔵する場合（火薬庫外火薬類貯蔵場所は瑕疵等により返品された火薬類を貯蔵する余裕があること。）
火薬類の製造施設の設置又は変更の完成検査	消防局 予防課	30日	法第15条	法第7条第1号に規定する技術上の基準に適合し，許可申請の内容と相違がないこと。
火薬庫の設置又は変更の完成検査	消防局 予防課	30日	法第15条	法第12条第3項に規定する技術上の基準に適合し，許可申請の内容と相違がないこと。
譲渡又は譲受の許可	消防局 予防課	14日	法第17条第1項	法第17条第2項の規定により，譲渡又は譲受の目的が明らかで，公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がないこと。
譲渡又は譲受の許可証の書換	消防局 予防課	6日	法第17条第7項	当該許可証と申請の内容に相違がなく，変更の理由が明らかで，公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がないこと。
譲渡又は譲受許可証の再交付	消防局 予防課	14日	法第17条第8項	当該許可証と申請の内容に相違がなく，申請の理由が喪失，汚損又は盗取のいずれかであること。
火薬類の消費の許可	消防局 予防課	28日	法第25条第1項	法第25条第2項の規定により，その爆発又は燃焼の目的，場所，日時，数量及び方法が適当であり，公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がなく，法第26条に規定する技術上の基準に

				適合していること。
火薬類の廃棄の許可	消防局 予防課	14日	法第27条第1項	法第27条第2項の規定により、その廃棄の場所、日時、数量及び方法が適当であり、その廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分であり、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がなく、法第27条の2に規定する技術上の基準に適合していること。
危害予防規程の認可	消防局 予防課	15日	法第28条第1項	法第28条第3項の規定により、第7条第1号及び第2号に規定する技術上の基準に適合し、災害発生の防止に相当であること。
保安教育計画の認可	消防局 予防課	14日	法第29条第1項	法第29条第2項に規定する保安教育の基準に適合していること。
火薬類消費者の保安教育計画の認可	消防局 予防課	14日	法第29条第5項	上記、保安教育計画の認可の審査基準に準じる。
火薬類の製造施設及び火薬庫の保安検査	消防局 予防課	40日	法第35条第1項	法第35条第2項に規定するとおり。
火薬庫外貯蔵所指し願	消防局 予防課	21日	規則第15条第1項の表	規則第16条に規定する技術上の基準に適合していること。
保安教育計画を定めるべき者の指定取消	消防局 予防課	21日	規則第67条の7第4項	規則第67条の7第3項に規定する要件を欠くと認められること。

別表第4 高圧ガス保安法

許認可等の種類	処理機関	標準処理期間	根拠条項	審査基準等
---------	------	--------	------	-------

高圧ガスの製造の許可	消防局 予防課	25日	法第5条 第1項	豊中市高圧ガス許認可等の審査基準によること。
高圧ガスの製造の変更の許可	消防局 予防課	15日	法第14 条第1項	豊中市高圧ガス許認可等の審査基準によること。
高圧ガスの貯蔵所の許可	消防局 予防課	15日	法第16 条第2項	豊中市高圧ガス許認可等の審査基準によること。
高圧ガスの貯蔵所の変更の許可	消防局 予防課	14日	法第19 条第1項	豊中市高圧ガス許認可等の審査基準によること。
高圧ガスの完成検査	消防局 予防課	14日	法第20 条第1項 及び第3 項	法第8条第1号又は第16条第2項に規定する技術上の基準に適合し、許可申請の内容と相違がないこと。
保安検査	消防局 予防課	40日	法第35 条第1項	法第8条第1号に規定する技術上の基準に適合していること。
特別充てんの許可	消防局 予防課	14日	法第48 条第5項	法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格している容器であり、特別充てんしても安全であること。
容器検査所の登録	消防局 予防課	12日	法第50 条第3項	検査設備が、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第33条に規定する技術上の基準に適合すること。
容器検査所の登録の更新	消防局 予防課	12日	法第50 条第3項	上記、容器検査所の登録の審査基準に準じる。
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更	消防局 予防課	20日	法第54 条第1項	法第44条第4項に定める規格に適合していること。

別表第5 液化石油ガス法

許認可等の種類	処理機関	標準処理期間	根拠条項	審査基準等
液化石油ガス販売事業の登録	消防局 予防課	30日	法第3条 第1項	申請者が法第4条各号に掲げる者に該当しないこと。
保安機関の認定	消防局 予防課	30日	法第29 条第1項	法第30条各号に定める者に該当せず、法第31条各号に定める基準を満たしていること。
保安機関の認定の更新	消防局 予防課	30日	法第32 条第1項	上記、保安機関の認定の審査基準に準じる。
一般消費者の増加の認可	消防局 予防課	30日	法第33 条第1項	法第30条各号に掲げる者に該当せず、法第31条第1号及び第2号に定める基準を満たしていること。
保安機関の保安業務規程の制定の認可	消防局 予防課	30日	法第35 条第1項	法第35条第2項に規定する事項が定められていること。
保安機関の保安業務規程の変更の認可	消防局 予防課	30日	法第35 条第1項	上記、保安機関の保安業務規程の制定の認可の審査基準に準じる。
液化石油ガス販売事業者の認定	消防局 予防課	30日	法第35 条の6第 1項	法第35条の6第1項に規定する基準に適合していること。
貯蔵施設等の設置の許可	消防局 予防課	30日	法第36 条第1項	申請の内容が法第37条に規定する技術上の基準に適合していること。
貯蔵施設等の変更の許可	消防局 予防課	30日	法第37 条の2第 1項	上記、貯蔵施設等の設置の許可の審査基準に準じる。
貯蔵施設等の完成検査	消防局 予防課	14日	法第37 条の3第 1項	法第37条に規定する技術上の基準に適合し、許可申請の内容と相違がないこと。
充てん設備の設置の許可	消防局 予防課	30日	法第37 条の4第 1項	法第37条の4第2項に規定する技術上の基準に適合していること。

充てん設備の変更の許可	消防局 予防課	30日	法第37条の4第3項	上記、充てん設備の設置の許可の審査基準に準じる。
充てん設備の完成検査	消防局 予防課	14日	法第37条の4第4項	法第37条の4第2項に規定する技術上の基準に適合し、許可申請の内容と相違がないこと。
充てん設備の保安検査	消防局 予防課	40日	法第37条の6第1項	法第37条の6第2項に規定する技術上の基準に適合していること。